

2021年度税制改正大綱：概要

2021年度税制改正大綱が2020年12月10日に発表されました。不動産、相続及びその他主要な改正項目は以下のとおりです。

不動産税務 所:所得税 住:住民税 固:固定資産税 登:登録免許税 取:不動産取得税

住宅ローン控除の特例制度の延長・見直し（所・住）

2021年1月1日から2022年12月31日までの居住

住宅ローン控除が13年間となる特例について、次に掲げる期間内に契約締結された消費税10%で取得等をする住宅に限り、合計所得金額1000万円以下の者について面積要件を40m²以上に拡充した上で、適用期限を2年間延長する。

- 居住用家屋の新築 2020年10月1日から2021年9月30日までの期間
- 居住用家屋で建築後しようされたことのないもの若しくは既存住宅の取得等 2020年12月1日から2021年11月30日までの期間

※認定住宅の新築等に係る住宅ローン控除の特例及び住民税についても同様の措置を講ずる。

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の非課税枠の拡充・対象家屋等の拡大

2021年1月1日以後の贈与から

（1）2021年4月以降契約の非課税枠を次のとおりとする。

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	①住宅を消費税10%で取得		②左記以外	
	良質な住宅※	左記以外	良質な住宅※	左記以外
~2015年12月	-	-	1,500万円	1,000万円
2016年1月~2019年3月	-	-	1,200万円	700万円
2019年4月~2020年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
2020年4月~2021年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
2021年4月~2021年12月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

（2）合計所得金額が1000万円以下である受贈者に限り、床面積要件を40m²以上に引き下げる。

（3）相続時精算課税制度の住宅取得等資金の特例制度について、床面積要件を40m²以上に引き下げる。

教育資金一括贈与・結婚子育て資金の非課税制度の延長・見直し

現行制度（2021年3月31日まで）

2021年4月1日から2023年3月31日まで

【教育資金贈与】親、祖父母から教育資金の一括贈与を受けた場合に1,500万円まで贈与税を非課税とする制度

贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合に相続税の2割加算の対象とした上、適用期限を2年延長

【結婚子育て資金贈与】親、祖父母から結婚子育て資金の贈与を受けた場合に1,000万円まで贈与税を非課税とする制度

※その他、教育資金については贈与者の死亡前3年より前に適用を受けた金額の残額であっても一定の受贈者については相続税の課税対象とする等の見直しを行う。

固定資産税の軽減措置の創設（固）

現行の固定資産税の負担調整措置の仕組みを継続した上で、2021年度の固定資産税に限り、商業地等は負担水準60%未満、商業地以外の宅地は負担水準100%未満の場合に本来5%上昇する課税標準額について、2020年度の課税標準額と同額とする。

登録免許税の軽減措置の延長（登）

現行制度（2021年3月31日まで）	2023年3月31日まで
土地の売買による所有権移転登記等の税率を軽減する特例	<u>現行のまま2年間延長</u>

不動産取得税の軽減措置の延長（取）

現行制度（2021年3月31日まで）	2024年3月31日まで
① 宅地の取得に係る課税標準を1/2に軽減する特例 ② 住宅及び土地の取得に係る税率を4%から3%とする特例	<u>すべて現行のまま3年間延長</u>

その他

法:法人税 所:所得税 住:住民税

中小企業向けの法人税制度の延長（法）

現行制度	2023年3月31日までの間に開始する各事業年度
中小法人等の800万円以下の所得に対する軽減税率： 15%（2021年3月31日開始事業年度まで）	<u>現行のまま2年間延長</u>

所得拡大促進税制の延長・見直し（法・所）

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税についても同様）

- 「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であること」の要件について、継続雇用者としていた算定方法を雇用者に係る算定方法に見直す。
- 控除率が25%となる上乗せ措置の要件のうち、「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であること」の要件について、継続雇用者としていた算定方法を雇用者に係る算定方法に見直す。

税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる書類を除き、押印を要しないこととする。

- 担保提供関係書類及び物納手続き関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求める書類
- 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち遺産分割協議書

※今後、税制改正法案が国会に提出され、衆議院・参議院での審議後、2021年3月末頃に成立する予定です※